

平成28年11月文京区議会定例議会追加提案事項

1 文京区特別区税条例等の一部を改正する条例（文京区例規集第2巻2179頁）

- (1) 提案理由 地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正等に伴い、規定を整備するため、提案する。
- (2) 主な改正内容
- ア 延滞金の特例（第31条）
減額更正があった普通徴収に係る区民税について、修正申告書の提出又は増額更正があった場合における追徴すべき不足税額に係る延滞金の計算期間について、一定の期間を控除して計算することとする。
- イ 特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例（付則第3条）
平成30年度から平成34年度までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に支払った特定一般用医薬品等購入費が1万2千円を超える場合において、前年中に健康の保持増進及び疾病の予防への取組を行っているときには、その超える部分の金額（8万8千円を限度とする。）を総所得金額等から控除する医療費控除の特例を設ける。
- ウ 特例適用利子等及び特例適用配当等に係る区民税の課税の特例（付則第14条の2）
外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）に規定する特例適用利子等又は特例適用配当等を有する者に対し、当該特例適用利子等の額又は特例適用配当等の額に係る所得を分離課税する。
- エ その他規定の整備
- (3) 施行期日 公布の日。ただし、(2)ア及びウについては平成29年1月1日、(2)イについては平成30年1月1日

2 文京区民会館条例の一部を改正する条例（文京区例規集第3巻4868頁）

- (1) 提案理由 本郷会館を新設するとともに、区民会館に附帯設備を設けるほか、規定を整備するため、提案する。
- (2) 改正内容
- ア 本郷会館の新設
- (ア) 名称及び位置
- ・名称 本郷会館
 - ・位置 東京都文京区本郷二丁目21番7号
- (イ) 施設及び使用料
- | 施設名 | 使用料 | | |
|-----|--------|--------|--------|
| | 午前 | 午後 | 夜間 |
| 洋室A | 1,000円 | 1,200円 | 1,200円 |
| 洋室B | 600円 | 700円 | 700円 |
- イ 附帯設備の新設
液晶プロジェクター 1台1回200円
- ウ その他規定の整備
- (3) 施行期日 平成29年5月1日

3 文京区廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例（文京区例規集第2巻4227頁）

(1) 提案理由 廃棄物処理手数料を改定するため、提案する。

(2) 改正内容

廃棄物処理手数料の改定（別表）

ア 1日平均10kgを超える量の家庭廃棄物を排出する占有者

（1日平均10kgを超える量1kgにつき） 36円50銭 → 40円

イ 事業系一般廃棄物又は一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物を排出する事業者

（1kgにつき） 36円50銭 → 40円

有料ごみ処理券を添付して排出するとき

（50までごと） 34円50銭 → 38円

ウ 臨時に排出する占有者又は事業者

（1kgにつき） 36円50銭 → 40円

（粗大ごみの限度額） 2,500円 → 2,800円

(3) 施行期日 平成29年10月1日

4 文京区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例及び文京区乳幼児及び義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

(1) 提案理由 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の一部改正に伴い、規定を整備するため、提案する。

(2) 改正内容

ア 文京区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例（文京区例規集第2巻3380頁）

児童福祉法の一部改正に伴う引用条文の整備（第2条第3項）

「第6条の4第1項」 → 「第6条の4」

イ 文京区乳幼児及び義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例（文京区例規集第2巻3426頁）

児童福祉法の一部改正に伴う引用条文の整備（第3条第2項第4号）

「第6条の4第1項」 → 「第6条の4」

(3) 施行期日 平成29年4月1日

5 文京区保育所における保育に関する条例の一部を改正する条例（文京区例規集第2巻3003頁）

(1) 提案理由 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の一部改正に伴い、規定を整備するため、提案する。

(2) 改正内容

児童福祉法の一部改正に伴う引用条文の整備（第10条第2項）

「第56条第7項若しくは第8項」 → 「第56条第6項若しくは第7項」

(3) 施行期日 平成29年4月1日

6 文京区立森鷗外記念館の指定管理者の指定について

- (1) 提案理由 区立森鷗外記念館の指定管理者を指定するため、提案する。
- (2) 公の施設、指定管理者及び指定の期間
 - ア 公の施設 文京区立森鷗外記念館
 - イ 指定管理者 株式会社丹青社
東京都港区港南一丁目2番70号
 - ウ 指定の期間 平成29年4月1日から平成34年3月31日まで（5年）

7 文京区営住宅等の指定管理者の指定について

- (1) 提案理由 区営住宅等の指定管理者を指定するため、提案する。
- (2) 公の施設、指定管理者及び指定の期間
 - ア 公の施設

区営住宅	本駒込二丁目アパート、白山四丁目アパート、関口二丁目アパート
シルバーピア	シルバーピアおおつか、シルバーピア千石、シルバーピア向丘、シルバーピア根津、借上住宅シルバーピアはくさん、借上住宅シルバーピアはくさん台、借上住宅シルバーピア坂下通り、借上住宅シルバーピア千石二丁目、借上住宅シルバーピア湯島
障害者住宅	根津一丁目障害者住宅

- イ 指定管理者 株式会社東急コミュニティー
東京都世田谷区用賀四丁目10番1号
- ウ 指定の期間 平成29年4月1日から平成34年3月31日まで（5年）

8 文京区立少年自然の家八ヶ岳高原学園の指定管理者の指定について

- (1) 提案理由 区立少年自然の家八ヶ岳高原学園の指定管理者を指定するため、提案する。
- (2) 公の施設、指定管理者及び指定の期間
 - ア 公の施設 文京区立少年自然の家八ヶ岳高原学園
 - イ 指定管理者 軽井沢フード株式会社
長野県北佐久郡軽井沢町中軽井沢10番地8
 - ウ 指定の期間 平成29年4月1日から平成34年3月31日まで（5年）